

発議第3号

北広島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

北広島市議会委員会条例(昭和43年広島村条例第11号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和5年3月20日提出

発議者	北広島市議会議員	中川昌憲
賛同者	同	沢岡信広
	同	木村真千子
	同	山本博己
	同	鶴谷聡美
	同	佐藤敏男

提案理由

災害等の発生又は重大な感染症のまん延等により委員等が開会場所に参集が困難であると委員長が認める場合にオンラインによる方法で委員会を開くにあたり、所要の改正を行うものです。

北広島市議会委員会条例の一部を改正する条例

北広島市議会委員会条例(昭和43年広島村条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(招集) 第15条 略</p> <p>(委員の会議出席の特例) 第15条の2 <u>委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(招集) 第15条 略</p>
<p>(委員長及び委員の除斥) 第18条 略</p> <p>2 <u>前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>	<p>(委員長及び委員の除斥) 第18条 略</p>
<p>(出席説明の要求) 第21条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>	<p>(出席説明の要求) 第21条 略</p>
<p>(公述人の決定) 第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる</u></p>	<p>(公述人の決定) 第25条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 略</p> <p>2 <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 略</p>
<p>(参考人) 第29条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(参考人) 第29条 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<u>3</u> 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。	
<u>4</u> 略	<u>3</u> 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。